

報告第 2 1 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

建物明渡等請求事件訴訟に関する和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 10 月 18 日

足立区長 近 藤 弥 生

建物明渡等請求事件訴訟に関する和解について

足立区は、区営住宅使用料を滞納した相手方に対する区営住宅建物明渡等請求事件訴訟につき、下記により和解する。

記

1 相手方

足立区弘道在住者

2 和解の要旨

別紙和解条項のとおり

(ただし、和解条項の別紙物件目録は省略)

(別紙)

和解条項

- 1 原告と被告は、別紙物件目録記載の建物部分(以下、「本件居室」という。)につき、足立区営住宅条例に基づく賃貸借契約(以下、「本件賃貸借契約」という。)が引き続き存続していることを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、本件賃貸借契約に基づく平成28年9月分までの未払使用料及び共益費として合計176万8400円の支払義務があることを認める。
- 3 被告は、原告に対し、前項の176万8400円を次のとおり分割して原告に持参又は送金して支払う。
 - (1) 平成28年10月31日限り90万円
 - (2) 平成28年11月30日限り2万8400円
 - (3) 平成28年12月から平成31年3月まで毎月末日限り3万円ずつ
- 4 被告は、原告に対し、前項の支払のほか、平成28年10月から毎月末日限り足立区営住宅条例に基づいて定められた本件居室の当月分の使用料及び共益費を支払う。
- 5 被告が前2項のいずれかの支払を遅滞し、その合計額が9万円に達したときは、本件賃貸借契約は当然に解除となり、被告は、原告に対し、直ちに本件居室を明け渡す。
- 6 本件賃貸借契約が前項により解除されたときは、被告は、第3項の支払につき当然に期限の利益を失い、原告に対し、既払分を控除した残金を直ちに支払う。
- 7 原告は、その余の請求を放棄する。
- 8 原告と被告は、原告と被告との間には本件に関し本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 9 訴訟費用は各自の負担とする。

以上